

資格関連**資格法制化問題の諸情報（第54報）**

資格法制化プロジェクトチーム代表 野島 一彦（九州大学）

1. 「三団体*要望書（案）」について

資格法制化への活動は、大きく動くことになりました。というのは、「三団体要望書（案）」をめぐり三団体の足並みがそろい、近日中に「（案）」を取って公式の『要望書』として、議員・官公庁・マスコミ等へ向けて活動を開始する目処がついたからです。

*1 三団体とは

日心連	日本心理学諸学会連合	日本心理学会、日本心理臨床学会等42団体
推進連	臨床心理職国家資格推進連絡協議会	日本心理臨床学会、日本臨床心理士会等20団体
推進協	医療心理師国家資格制度推進協議会	日本心理学会、日本精神科病院協会等25団体

(1) 「三団体要望書（案）」が出てきた経緯と現状

改めて「三団体要望書（案）」が出てきた経緯と現状をまとめると次のようにになります。

1) <二資格一法案>推進の時期（2005.7～2009.4）

- ・2005.7に<二資格一法案>が国会に上程されようとしましたが、医療団体の反対等があり、凍結となりました。
- ・2006.4、2008.12の2回にわたり、日本心理学諸学会連合（日心連）理事会は<二資格一法案>の支持を条件付で決議しました。
- ・2008.夏ごろより、精神科関連団体より資格実現に向けての呼びかけがあり、関係者間での意見交換が開始されました。
- ・2009.2より日心連の呼びかけで三団体会談がスタートしました。三団体会談は各団体からトップ2名が参加し合計6名で構成され、これまで13回開催されています。

2) <一資格一法案>模索の時期（2009.4～2011.1）

- ・2009.4の（第3回）三団体会談で、<二資格一法案>の実現は困難であるため、新しい方向性（<一資格一法案>）を模索せざるを得ないと認識が共有されました。
- ・2009.9の（第5回）三団体会談で、<一資格一法案>の資格の基本コンセプト、要望意見の検討が行われました。
- ・これを基にして、2009.9には推進協（総会）、2009.11には日本臨床心理士会（代議員会）、2009.12には日心連理事会、2010.1には推進連（全体会）、2010.9には日本心理臨床学会（理事会）が<一資格一法案>に向けて動くことになりました。
- ・2009.7、2009.8の会合を踏まえて、2009.10に臨床心理士関係4団体会合が（議事録を残すということにして）スタートしました。構成団体は、日本心理臨床学会・日本臨床心理士資格認定協会・日本臨床心理士会・臨床心理士養成大学院協議会です。この会合は2010.10まで7回開催されました。共同歩調を取るに至っておらず、さらなる調整が望まれます。（7回の会合の概要は、認定協会の「臨床心理士報」第22巻第1号の58-59頁に掲載されています。）

- ・2009.12に日本臨床心理士資格認定協会のワーキンググループが＜一資格一法案＞の動きに反対を表明しました。
- ・2010.3には東京大学で資格問題シンポジウムが開催され、医療団体、省庁関係者なども含めて国家資格の必要性に関する意見交換がなされました。
- ・2010.3には三団体会談メンバーと精神科七者懇談会（日本精神科病院協会、日本精神神経学会等7団体）、2010.5には三団体会談メンバーと日本心身医学会・日本心療内科学会の意見交換会で、医療団体は＜一資格一法案＞支持を表明しました。
- ・2010.5には日本臨床心理士養成大学院協議会の理事会が＜一資格一法案＞の動きに反対を表明しました。
- ・2010.8の（第8回）三団体会談で、＜国家資格についての三団体共同見解（案）＞が作成され、各団体内で意見を取りまとめることになりました。
- ・2010.12の日心連理事会で「国家資格についての三団体共同見解（案）」、「国資格に係るカリキュラム案についての基本的枠組み」が承認されました。

3) 「三団体要望書（案）」作成と各団体で検討の時期（2011.1～2011.9）

- ・2011.1の（第11回）三団体会談で、「要望書（案）」を作成することになりました。
- ・2011.4.17の日本心理臨床学会理事会で「要望書（案）」が承認されました。
- ・2011.5.7の日心連臨時理事会で「要望書（案）」が承認されました。
- ・2011.7.30の日本臨床心理士会理事会で「要望書（案）」が承認されました。
- ・2011.8.13の推進連全体会で「要望書（案）」が承認されました。

4) 現状

推進協からも反対意見はなく、三団体が「要望書（案）」を承認していることから、近日中に（第14回）三団体会談を開催し「（案）」を取って『要望書』として、三団体が足並みを揃えて議員・官公庁・マスコミ等へ向けての活動開始の予定です。

（2）「三団体要望書（案）」の要望事項

「三団体要望書（案）」については「日本臨床心理士会雑誌」の第20巻第1号の21頁に掲載されていますが、要望事項は次のようになっています。

1. 資格の名称：心理師（仮称）とし、名称独占とする
2. 資格の性格：医療・保健、福祉、教育・発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における汎用性のある資格とする。
3. 業務の内容：①心理的な支援を必要とする者とその関係者に対して、心理学の成果にもとづき、アセスメント、心理的支援、心理相談、心理療法、問題解決、地域支援等を行なう。②①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を行なう。
4. 他専門職との連携：業務を行なうにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。
5. 受験資格：①学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程ないし大学院専門職学位課程で業務内容に関わる心理学関連科目等を修め修了した者、②学部で心理学を修めて卒業し、業務内容に関わる施設において数年間の実務経験をした者も受験できる。

2. 「資格問題の諸情報・電子版速報 No. 3」の配信

本年8月27日に「資格問題の諸情報・電子版速報 No. 3」が各都道府県臨床心理士会宛に配信されるとともにホームページにも掲載されました。[当会の動き]としては、各都道府県資格法制化関連説明集会、役員改選による「資格法制化プロジェクトチーム」の編成、「三団体要望書(案)」の承認についての記事が掲載されています。また[他団体等の動き]としては、日本心理学諸学会連合、臨床心理職国家資格推進連絡協議会、についての記事が掲載されています。最近の動向の詳細を知ることができます。

3. 9月3日の日本心理臨床学会の「国資格問題について」のシンポジウム

資格問題をめぐる最近の大きなトピックとしては、日本心理臨床学会第30回秋季大会(福岡国際会議場)で9月3日に行われた「国資格問題について」のシンポジウム(学会の資格関連委員会企画)があります。

司会は奥村茉莉子・津川律子、シンポジストは野島一彦：「三団体要望書(案)と国資格問題の動きの現状から」、鎌幹八郎：「臨床心理士養成の立場から」、村瀬嘉代子：「職能団体の立場から」、鶴光代：「学会としての取り組み」でした。大塚義孝先生は「臨床心理士資格認定協会の立場から」と題してご発言の予定でしたが、直前によんどころないご事情で全日程をキャンセルされ、このシンポジウムにもご欠席でした。

フロアからは活発な発言がありましたが、国家資格化を推進していくことに賛成という内容が殆どでした。とりわけ若い会員からの国家資格を早く実現してほしいとの切実な訴えに対しては、会場から拍手が起きました。

4. 9月16日の日本臨床心理士養成大学院協議会の総会

9月16日に開催された日本臨床心理士養成大学院協議会(臨大協)の総会では、理事の選出の仕方についての「会則改正」について会員校からの意見をアンケートで聴取した結果、過半数の会員校から賛成があったということで、会則改正は成立したとの理事会報告がありました。これに対しアンケートでの意見聴取という手続き上の問題についてかなり議論が行われました。最終的には、今期の会長、理事8名、監査役2名は9月末日で任期満了となり、10月1日以降の役員は新しい会則に則って選出されることになりました。新しい理事の選出方法では、今期の理事会が全国8地区から12大学の会員校を理事が出せる大学として推挙し、推挙された会員校が1名の理事を推薦するということになります。

今期の臨大協理事会は2010.5に<一資格一法案>の動きに反対を表明しましたが、その後の状況は大きく変化していますし、理事会構成員も変わるため、新理事会が資格問題についてどのようなスタンスを取るか、注目されるところです。